

## 議案第90号

## 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、水路の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

## 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水路使用料条例（昭和31年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

種 目		単 位	使 用 料	
			1 級地区	2 級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 1,700	円 1,700
	第2種電柱		2,600	2,600
	第3種電柱		3,500	3,500
電話柱	第1種電話柱		1,500	1,500
	第2種電話柱		2,400	2,400
	第3種電話柱		3,300	3,300
送電塔		占有面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,000
	外径が0.07メートル未満のもの		63	63
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		90	90

水管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130	130
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	180
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		270	270
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		360	360
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		630	630
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		900	900
	外径が1メートル以上のもの		1,800	1,800
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）	占有面積1平方メートルにつき1年	330	210
	農業用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）		86	58
その他	工作物を伴うもの		3,100	2,300
	工作物を伴わないもの		2,000	1,300

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。